

別冊

〔議案第 2 1 号 寝屋川市私立幼稚園保育料軽減

補助金交付規則の一部を改正する規則について〕

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則（平成 3 年寝屋川市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表第 1」を「別表」とする。

第 4 条中「別表第 2」を「別表」とする。

別表第 2 を削り、別表第 1 を次のように改め、同表を別表とする。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

(1) 就園奨励費補助金の額

区分				補助金額（年額）		
階層	定義			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
A 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯			308,000 円	308,000 円	308,000 円
B 階層	A 階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	1	母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円
		2	一般世帯（上記以外の世帯をいう。以下同じ。）	272,000 円	290,000 円	308,000 円

C 階 層	A階層及びB階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100 円以下の世帯	1	母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	217,000 円	308,000 円	308,000 円
		2	一般世帯	115,200 円	211,000 円	308,000 円
D 階 層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200 円以下の世帯			62,200 円	185,000 円	308,000 円
E 階 層	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200 円を超える世帯			—	154,000 円	308,000 円

(2) 保護者補助金の額

区分	補助金額（年額）		
	第1子	第2子	第3子以降
別表第1号のA階層及びB階層	—	—	—
別表第1号のC1階層	15,000 円	—	—
別表第1号のC2階層	15,000 円	15,000 円	—
別表第1号のD階層	20,000 円	20,000 円	—
別表第1号のE階層	30,000 円	30,000 円	—

備考

- 1 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母とそれら以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額を合算する。

2 当該年度に保護者が支払う保育料等の合計額が補助金額（年額）の合計額を下回るときは、当該保育料等の合計額を限度とする。

3 「母子・父子世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯をいう。

「障害者世帯」とは、次に掲げる児（者）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）を有する世帯をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 号に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金等の受給者

「生活困窮世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると教育委員会が認めた世帯をいう。

4 「第 1 子」とは、当該園児に次の各号に掲げる年長者がいない場合であって、最年長者である園児（就園が 1 人だけであるときは、当該園児）をいう。

(1) A 階層、B 階層及び C 階層において、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 14 条の 2 に規定する特定被監護者等に当たる者

(2) D 階層及び E 階層において、同一世帯において次に掲げる者

ア 小学校 1 年生から 3 年生までの就学年齢と同一の年齢である者

イ 法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園に在園している者

ウ 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を利用している者

エ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等を利用している者

オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 72 条に規定する特別支援学校の幼稚部に在園している者

カ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を受けている者、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援を受けている者又は同法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設に入所（通所によるものに限る。）している者

5 「第 2 子」とは、当該園児に前項各号に掲げる年長者がいる場合であつて、当該児を含めて次年長者である園児をいう。

6 「第 3 子以降」とは、第 4 項及び前項に規定する第 1 子及び第 2 子以外の園児をいう。

7 市町村民税の所得割課税額は、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の規定による住宅借入金等特別税額控除及び寄付金税額控除の控除前の額とし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 323 条の規定に基づく市民税の減額があつた場合には、減額後の額を所得割課税額とする。

8 園児と同一世帯に属する父母が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）第 1 条第 2 号又は第 1 条の 2 第 2 号に掲げる者に該当する場合は、当該者を婚姻していた者とみなして別表の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の規定は、平成 28 年度以後の年度分の補助金について適用し、平成 27 年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

No.1

改正案	現行
(別表 <u> </u> は別紙1及び別紙2のとおりとする。) (就園奨励費補助金) 第3条 前条第1号に規定する経費に対する補助金(以下「就園奨励費補助金」という。)については、設置者が当該年度に私立幼稚園に在園する次の各号に掲げる園児の保護者に対して保育料等を減免する場合に、別表 <u> </u> の区分の欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表補助金額の欄に定める額を合算した額を補助金の額として決定し、設置者に交付する。 (1) 当該年度の初日に満3歳、満4歳又は満5歳に達している園児 (2) 当該年度中に満3歳に達した園児 2 前項の場合において、年度途中で、園児が入退園した場合又は保護者が前条第1項に規定する住所要件(以下「住所要件」という。)を備えた場合若しくは欠いた場合の補助金の額は、次の各号に掲げる算式により算出された額とする。この場合において算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、四捨五入する。 (1) 当該年度に入園料の支払があるとき 別表 <u> </u> に定める額×(保育料の支払月数+3)÷15 (2) 当該年度に入園料の支払がないとき 別表 <u> </u> に定める額×(保育料の支払月数÷12) (平成22教委規則4・全改、平成26教委規則3・平26教委規則8・平27教委規則8・一部改正) (保護者補助金) 第4条 第2条第2号に規定する経費に対する補助金(以下「保護者補助金」という。)については、別表 <u> </u> の区分の	(別表第1及び別表第2は別紙1及び別紙2のとおりとする。) (就園奨励費補助金) 第3条 前条第1号に規定する経費に対する補助金(以下「就園奨励費補助金」という。)については、設置者が当該年度に私立幼稚園に在園する次の各号に掲げる園児の保護者に対して保育料等を減免する場合に、別表第1の区分の欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表補助金額の欄に定める額を合算した額を補助金の額として決定し、設置者に交付する。 (1) 当該年度の初日に満3歳、満4歳又は満5歳に達している園児 (2) 当該年度中に満3歳に達した園児 2 前項の場合において、年度途中で、園児が入退園した場合又は保護者が前条第1項に規定する住所要件(以下「住所要件」という。)を備えた場合若しくは欠いた場合の補助金の額は、次の各号に掲げる算式により算出された額とする。この場合において算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、四捨五入する。 (1) 当該年度に入園料の支払があるとき 別表第1に定める額×(保育料の支払月数+3)÷15 (2) 当該年度に入園料の支払がないとき 別表第1に定める額×(保育料の支払月数÷12) (平成22教委規則4・全改、平成26教委規則3・平26教委規則8・平27教委規則8・一部改正) (保護者補助金) 第4条 第2条第2号に規定する経費に対する補助金(以下「保護者補助金」という。)については、別表第2の区分の

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

No.2

改正案	現行
欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表補助金額の欄に定める額を合算した額を補助金額として決定し、私立幼稚園に在園する4歳児及び5歳児の園児の保護者に対して交付する。 2 前項の場合において、年度途中で、園児が入退園した場合又は保護者が住所要件を備えた場合若しくは欠いた場合の補助金の額は、次に掲げる算式により算出された額とする。この場合において算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、四捨五入する。 別表 〃 に定める額×(保育料の支払月数/12) (平22教委規則4・全改、平成26教委規則3・平27教委規則8・一部改正) 備考 1 世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母とそれら以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税の所得割課税額を合算する。 2 当該年度に保護者が支払う保育料等の合計額が補助金額(年額)の合計額を下回るときは、当該保育料等の合計額を限度とする。 3 「母子・父子世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯をいう。 「障害者世帯」とは、次に掲げる児(者)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設そ	欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表補助金額の欄に定める額を合算した額を補助金額として決定し、私立幼稚園に在園する4歳児及び5歳児の園児の保護者に対して交付する。 2 前項の場合において、年度途中で、園児が入退園した場合又は保護者が住所要件を備えた場合若しくは欠いた場合の補助金の額は、次に掲げる算式により算出された額とする。この場合において算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、四捨五入する。 別表第2に定める額×(保育料の支払月数/12) (平22教委規則4・全改、平成26教委規則3・平27教委規則8・一部改正) 備考 1 別表第1及び別表第2において、世帯構成員の2人以上に所得がある場合は、父母とそれら以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税の所得割課税額を合算する。 2 別表第1及び別表第2において、当該年度に保護者が支払う保育料等の合計額が補助金額(年額)の合計額を下回るときは、当該保育料等の合計額を限度とする。

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

No. 3

改 正 案	現 行
その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。)を有する世帯をいう。 (1) 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者 (2) 療育手帳制度要綱 (昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発見第 156 号) に定める療育手帳の交付を受けた者 (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 号に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号) による特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) による障害基礎年金等の受給者 「生活困窮世帯」とは、保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると教育委員会が認めた世帯をいう。	3 別表第 1 及び別表第 2 において、「第 1 子」とは、同一世帯において次の号に掲げる兄弟 がいない場合 (小学校 4 年生以上の就学年齢と同一の年齢である兄弟がいるであって、最年長者である園児 (就園が 1 人だけであるときは、当該園児) をいう。 (1) 小学校 1 年生から 3 年生までの就学年齢と同一の年齢である兄弟
4 園児に 次の各号に掲げる年長者がいらない場合 であって、最年長者である園児 (就園が 1 人だけであるときは、当該園児) をいう。 (1) A 階層、B 階層並びに C 階層において、子ども・子育て支援法施行令 (平成 26 年政令第 213 号) 第 14 条の 2 に規定する特定被監護者等に当たる者	

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則

No. 6

改 正 案	現 行
(施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の規定は、平成 28 年度以後の年度分の補助金について適用し、平成 27 年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。	

別紙1 (別表 (第3条、第4条関係) 関係)

(現行)

別表第1 (第3条関係)

区分		補助金額 (年額)				
		小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢である兄弟がいない場合			小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢である兄弟がいる場合	
階層	定義	第1子	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円
B階層	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	272,000円	290,000円	308,000円	290,000円	308,000円
C階層	A階層及びB階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200円	211,000円	308,000円	211,000円	308,000円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円	185,000円	308,000円
E階層	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円を超える世帯	—	154,000円	308,000円	154,000円	308,000円

(改正案)

別表

(1) 就園奨励費補助金の額

区分		補助金額 (年額)		
階層	定義	第1子	第2子	第3子以降
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	308,000円	308,000円	308,000円
B階層	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	308,000円	308,000円
		2 一般世帯(上記以外の世帯をいう。以下同じ。)	272,000円	290,000円
C階層	A階層及びB階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	1 母子・父子世帯、障害者世帯及び生活困窮世帯	217,000円	308,000円
		2 一般世帯	115,200円	211,000円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200円	185,000円	308,000円
E階層	A階層を除き、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円を超える世帯	—	154,000円	308,000円

(2) 保護者補助金の額

区分		補助金額 (年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
別表第1号のA階層及びB階層		—	—	—
別表第1号のC1階層		15,000円	—	—
別表第1号のC2階層		15,000円	15,000円	—
別表第1号のD階層		20,000円	20,000円	—
別表第1号のE階層		30,000円	30,000円	—

別紙2（別表第2（第4条関係）関係）
（現行）

区分	補助金額（年額）				
	小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢である兄弟がいない場合			小学校1年生から3年生までの就学年齢と同一年齢である兄弟がいる場合	
	第1子	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
別表第1のA階層及びB階層	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
別表第1のC階層	15,000円	15,000円	—	15,000円	—
別表第1のD階層	20,000円	20,000円	—	20,000円	—
別表第1のE階層	30,000円	30,000円	—	30,000円	—

（改正案）

別表2 削除